

最終月

住民税非課税世帯等に対する価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 申請(提出)期限は令和5年1月31日(火)です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から
10~20日後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月~12月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**表1
の収入となった世帯(家計急変世帯)

基準日(令和4年9月30日)時点で
大治町に住民登録のある世帯は、
確認書が送付されておりますので、
中身を確認して、
返信してください。

※一部申請が必要な場合があります。

申請が必要です

申請時点で大治町に住民登録のある世帯は
役場窓口で申請してください。
(町ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を
記入のうえ郵送申請することも可能です。)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年
収見込額(令和4年1月~12月の任意の1か月収入×
12倍)が大治町住民税均等割非課税水準以下である
ことを指します。

詳しくは①へ

詳しくは②へ

《注意事項》

受給は1世帯あたり1回限りで、重複の受給はできません。

(令和4年度非課税世帯、家計急変世帯のいずれか1回の支給です。)

給付金の支給手続き

① 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

◎対象者に「確認書」を令和4年11月14日に発送しております。

●確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、速やかに返信してください。

確認事項

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

※世帯の中に、**令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合など**、課税状況が確認できない場合は、**申請が必要となります**。対象と思われるのに、届いていない場合は一度お問い合わせください。

② 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※表1となった世帯(家計急変世帯)

●給付金を受け取るには、**申請が必要です**。

●申請書に必要な事項を記入して、ご提出ください。(申請時に大治町に住民票があることが必要です。)

※詳細については、町ホームページをご覧くださいか、給付金担当にお問い合わせください。

※収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

表1「住民税非課税相当」給与収入早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額(年間)	非課税相当収入限度額(月額)
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円	77,500円
扶養親族(配偶者含む) 計1名を扶養している場合	1,378,000円	114,833円
扶養親族(配偶者含む) 計2名を扶養している場合	1,683,999円	140,333円
扶養親族(配偶者含む) 計3名を扶養している場合	2,099,999円	174,999円
障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	2,043,999円	170,333円

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準であることを指します。
本町での適用される限度額は上記の表のとおりです。

住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、津島警察署 ☎0567(24)0110か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問合せ先

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎0120(526)145

受付時間 午前9時～午後8時

※土日・祝日、12月29日～1月3日を除く

役場 民生課(大治町価格高騰緊急支援給付金担当)

☎(444)2711 (内線142・165)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※土日・祝日、12月29日～1月3日を除く